

令和4年 第9回

甲斐市農業委員会議事録

令和4年9月26日

1 日 時 令和4年9月26日(月) 午後2時55分～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第18号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
報告第19号 農地法第5条第1項第7号規定による届出の件
議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第35号 競・公売適格証明願いの件
議案第36号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件

4 欠席委員 19番 神澤 安行 委員

5 議事録署名委員 1番 中村敬一 委員、2番 花田弘樹 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 尚

農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之

7 閉 会： 午後3時55分

【事務局長】

それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは令和4年第9回の農業委員会総会を開催致します。
はじめに山本副会長より開会のことばをお願い致します。

【山本副会長】

(あいさつ)

【事務局長】

ありがとうございました。
続きまして、小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしく申し上げます。

【議長（会長）】

(あいさつ)

それではこれより審議に入りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

本日の出席委員は18人です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

(日程第1議事録
署名委員の指名)

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、1番中村委員と2番花田委員を指名致します。

(日程第2会期
の決定)

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)
異議ありませんので、本日1日と決定致します。

(日程第3議事)
(報告第18号)

【議長】

それでは議事に移ります。
報告第18号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を上程致します。
事務局に番号8番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長
資料1ページをお願い致します。
農地法施行令第3条第1項の規定により農地転用届出がありました。
甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をいたしましたので報告します。

番号8番、地図公図は1ページ、2ページになります。
●●番地、面積452㎡を●●の●●さんが貸駐車場にするための転用の届け出が出ています。
説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。
この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。
質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。
それでは次の議案に移ります。

(報告第19号)

【議長】

報告第19号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を上程致します。
事務局に番号36番から41番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長
資料2ページをお願いします。農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたので報告します。

番号 36 番 地図公図は 3 ページ、4 ページになります。

●●番地、面積 1,319 m²を●●の●●さんが●●の●●に、賃貸借により店舗にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 37 番 地図公図は 5 ページ、6 ページになります。

●●番地、面積 490 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに、所有権移転により個人住宅にするための届出が出ています。

続きまして

番号 38 番 地図公図は 7 ページ、8 ページになります。

●●番地、面積 388 m²を●●の●●さん持ち分 1/2、下に行きまして、●●の●●さん持ち分 1/2 が●●の●●に、所有権移転により宅地にするための届出が出ています。

続きまして、資料 2 ページをお願いします。

番号 39 番 地図公図は 9 ページ、10 ページになります。

●●番地、合計面積 339 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに、所有権移転により宅地にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 40 番 地図公図は 11 ページ、12 ページになります。

●●番地、面積 431 m²を●●の●●さんが●●の●●に、所有権移転により宅地分譲 2 区画にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 41 番 地図公図は 13 ページ、14 ページになります。

●●番地、合計面積 515 m²を●●の●●さんが●●の●●に、所有権移転により駐車場にするための転用の届出が出ています。この届出は 6 月の総会にて報告いたしましたが、計画が変更となったため新たに届出が出てきたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。
質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。
それでは次の議案に移ります。

(議案第 33 号)

【議長】

議案第 33 号農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。
事務局に番号 21 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 4 ページをお願いします。

番号 21 番、地図公図は 15 ページ、16 ページになります。

●●番地、面積 505 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移
転により経営地拡大の許可申請が提出されました。●●さんの現在の経
営面積は 12,641 m²。申請地でサツマイモの栽培を予定しています。所
有機械についてはトラクター、バックホー、噴霧器、草刈機です。写
真は北西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に、現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】

●●です。9 月 20 日に●●とで現地を確認いたしました。場所は●●
の南側で見えている道を北上すると●●に出る場所です。●●さんはこ
この東側一帯を取得していて、この辺りを集積してしまっていて、ここでサ
ツマイモを栽培する予定ということです。22 日の利用状況調査で東側の
土地を見ましたら果樹が植え付けてあったりして、このまま計画通り実
行してもらえれば問題は無いと思います。

【議長】

次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

●●です。9 月 20 日に●●と現地調査いたしました。写真の東側に林
が見えますけれども、向こう側一帯は広く譲受人が農業経営しております
ので大丈夫だと思います。よろしくをお願いします。

【議長】

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 21 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第 34 号)

【議長】

議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 25 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 5 ページをお願いします。

番号 25 番、地図公図は 17 ページ、18 ページになります。

●●番地、面積 300 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに所有権移転により個人住宅建築のための許可申請が提出されました。

申請地は、住宅等が連坦する 3 種農地と判断できます。建築予定面積は 50.93 m²、上下水道については北側市道の本管に接続し、雨水については道路側溝に接続の計画です。

申請書に添付された資金証明、事業計画書からは問題はないと思われます。

写真は北側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に、現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】

はい、●●です。20 日に●●と現地調査いたしました。場所は●●の北側の方で住宅地に挟まれている場所ですので、何ら問題は無いかと思われます。よろしくご審議をお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

20 日に現地調査しまして、特に問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 25 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 26 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 26 番、地図公図は 19 ページから 21 ページになります。

●●番地、面積 1424 m²を●●の●●さんが、下に行きまして、●●番地、合計面積 4869 m²を●●の●●さんが、6 筆の合計面積 6293 m²を●●の●●に賃貸借により駐車場にするための許可申請が提出されました。

申請地は 1 種農地ですが、既存施設の敷地拡張で転用面積が既存施設の 1/2 を超えない場合は不許可の例外となります。●●の現在の事業地面積は 18411.97 m²で今回の申請面積が 6,923 m²ですので例外の対象となります。

申請の内容は、現在使用している駐車場用地に工場を増設するため、社員駐車場が新たに必要となり、また、工場増設に伴い社員を増員するため合わせて 190 台分の駐車場を確保する計画です。施工については碎石舗装をし、排水については自然浸透の計画です。

資金証明、土地利用計画書、土地選定理由書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は、●●番地は南西側から、ほかの筆については●●を挟んで北西側からと既存駐車場の北側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●●委員お願い致します。

【●●委員】

はい。今月の 20 日に現地調査を行いました。事務局から説明があった通り事業施設の 1/2 以上までは転用が可能ということのようですので賃貸借することは問題がないと思います。19 ページの資料の上の方は、前に一時転用の申請が出てきた場所で、そこを今回は賃貸借で借りると、下の方は以前はサクランボ畑で利用していた場所です。そこを今回賃貸借で駐車場敷地として利用するというので、法的な例外措置という形で敷地を延長することは問題ないと思いますが、今後、敷地拡張が

広がっていく心配もあります、ここが1種農地であるという中で企業用地が広がっていくことは周辺の農地への影響が危惧されますが、今回の案件については問題ないと考えます。

【議長】 次に、●●推進委員の意見ですが、本人より現地調査の結果問題なしとの報告を受けております。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】 ●●です。1種農地ということですので原則的には転用できないですけれども、例外としてなにかありますか。

【事務局】 いくつかありますが、以前の案件でありました●●の場合ですが、会社の本拠地から2km以内の事業地の拡大で住宅等に接続している場合や、収用法に基づく事業の場合、国道等の幹線道路で給油所や休憩施設を設置する場合や、宅地を含めた一体事業で宅地の1/3を超えない場合などいくつかあります。本日は資料を持ち合わせていませんので思いつくのはこの程度で申し訳ありません。

【●●委員】 1種農地でも農業用の倉庫は可能ですか。

【事務局】 はい、建物については90㎡まで、通路等を含めて全部で200㎡までは申請によって認められます。

【●●委員】 わかりました。

【議長】 そのほかございますか。

【●●委員】 ●●です。この賃貸契約は何年ですか。

【事務局】 はい、20年です。

【議長】 そのほかございますか。

質問がないようでございます。

番号26番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

す。

続きまして、事務局に番号 27 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 6 ページをお願いします。

番号 27 番、地図公図は 22 ページ・23 ページになります。

●●番地、面積 330 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに所有権移転により個人住宅建築のための許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する 3 種農地と判断できます。建築予定面積は 110.55 m²、排水については西側市道の下水道本管に接続、雨水については西側市道の側溝に接続の計画です。

申請書に添付された資金証明、事業計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類からは問題はないと思われます。

写真は南西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に、現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】

●●です。20 日に現地調査いたしました。ここは、北側は●●でその一角ですので 3 種農地と判断できます。給排水については上下水道の本管に繋ぐということで問題ないと思われますのでご審議のほどよろしくをお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●委員】

●●です。20 日に●●と調査いたしました。周りは道路等の設備が整っていますので特段問題は無いかと思いますのでご審議よろしくをお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 27 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 28 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 28 番、地図公図は 24 ページ、25 ページになります。

●●番地、面積 1000 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに、使用貸借により共同住宅建設のための許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する 3 種農地と判断できます。3 階建ての共同住宅を 1 棟建設の計画。建築面積は 224 m²で、排水は合併浄化槽で処理し南側道路側溝に接続、雨水も同じく南側道路側溝に接続予定です。

資金証明、土地利用計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は南東側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】

●●です。20 日に現地調査いたしました。ここの周辺は、住宅ができているところで、東側に貴金属の会社があります。●●を北に入ったところ。周辺は住宅等ですので 3 種農地と思います。排水は浄化槽から側溝に流すということですので問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

【議長】

次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

●●です。20 日に調査いたしました。周辺は住宅等ですので特別問題ないと思いますのでよろしくご審議お願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 28 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 29 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 7 ページをお願いします。

番号 29 番、地図公図は 26 ページ、27 ページになります。

●●番地、合計面積 1281 m²を●●の●●さんが、下に行きまして●●番地、合計面積 555 m²を●●の●●さんが、5 筆の合計面積 1836 m²を●●の●●に所有権移転により建売分譲 7 区画にするための許可申請が提出されました。

申請地は 3 種農地と一部 2 種農地が混在しています。当該地に新設の開発道路を入れ、上下水道本管を敷設。排水は下水道に接続、雨水は新設道路側溝に接続する計画です。1 区画の面積は 199 m²から 273 m²の予定です。

資金証明、土地利用計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は西側からと北側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】 はい、●●です。20 日に現地調査をいたしました。この場所は●●の一角を成している場所で、2 種と 3 種の農地であります。2 種でも転用可能ということです。給排水は説明のとおり問題ないかと思っておりますのでご審議をお願いします。

【議長】 次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 20 日に調査いたしました。ここは高低差がありますので排水等の施工をしっかりとってほしいと思います。ご審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 29 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 30 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

番号 30 番、地図公図は 28 ページ、29 ページになります。

●●、面積 389 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに賃貸借により資材置場にするための許可申請が提出されました。

申請地は、住宅等が連坦する 3 種農地と判断できます。所有者は昭和 46 年に自己用住宅建築の転用許可を受けていたため、転用できるものと思い貸借をしましたが、再度許可を得る必要があると知ったため、この度、経過理由書を添付の上申請するものです。雨水排水については自然浸透となります。

申請書に添付された事業計画書、隣接耕作者の同意書等からは問題はないと思われま

す。写真は南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】 ●●です。20 日に●●と現地調査いたしました。説明があったように、自己用住宅で申請があったものが資材置場ということで申請のし直しになりますので問題は無いと思いますのでよろしくお願いします。

【議長】 次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 ●●です。20 日に現地調査を行いました。特に問題は無いので、ご審議よろしくお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 30 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 31 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 8 ページをお願いします。

番号 31 番、地図公図は 30 ページ、31 ページになります。

●●番地、面積 2300 m²を●●の●●さんから●●の●●に、賃貸借により資材置場兼簡易事務所にするための許可申請が提出されました。

申請地は農地規模が 10ha 未満の規模に含まれる 2 種農地で、申請者は電気設備会社を経営しており、受注増加に伴い現在の資材置場が手狭になったため、親族が所有する土地において資材、車両、重機等の置場と、簡易事務所、簡易倉庫を設置する計画です。排水は合併浄化槽で処理し西側市道の側溝に接続、建物の雨水も同じく西側市道の側溝に接続予定です。その他の部分については、碎石舗装のため自然浸透となります。

資金証明、土地選定理由書、土地利用計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は北西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】 ●●です。20日に同じく現地調査いたしました。●●の隣に位置するところで、この一帯はいずれ開発が進むような場所です。放棄地で荒れるよりは資材置き場で管理されていくほうが良いのかなと思います。ご審議をお願いします。

【議長】 次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 20日に関係者と現地確認しました。特別問題は無いと思いますが、いろいろな物が置かれるようですので少し心配ではあります。ご審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようございます。

番号 30 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 32 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

番号 32 番、地図公図は 32 ページ、33 ページになります。

●●番地、面積 393 m²を●●の●●さんが●●の●●に所有権移転に

より建売分譲1区画にするための許可申請が提出されました。

申請地は、住宅等が連坦する3種農地と判断できます。建築予定面積は65.83㎡、排水については合併浄化槽で処理し南側市道の側溝に接続し、雨水についても市道側溝に接続の計画です。

申請書に添付された資金証明、事業計画書からは問題はないと思われ
ます。

写真は南西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】 ●●です。20日に●●と現地調査いたしました。周辺の状況から特に問題は無いと思いますのでご審議をお願いします。

【議長】 次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 20日に現地調査を行いました。問題は無いと思いますのでご審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号32番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号33番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

番号33番、地図公図は34ページ、35ページになります。

●●番地、面積1038㎡を●●の●●さんが●●の●●に所有権移転により資材置場にするための許可申請が提出されました。

申請地は、住宅等が連坦する3種農地と判断できます。申請者は現在所有する隣接雑種地と一体で資材置場として利用する計画です。排水については自然浸透の計画です。

申請書に添付された資金証明、事業計画書、隣接耕作者の同意書からは問題ないと思われ
ます。

写真は南東側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】

●●です。20日に現地調査しました。現在の資材置き場に引き続き転用でありますので問題は無いと思います。

【議長】

次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

●●です。現在の資材置き場に続くものですので問題ないかと思えます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号33番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

次の議案に移ります。

(議案第35号)

【議長】

議案第35号競・公売適格証明願いの件を上程致します。

事務局に番号3番及び4番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料9ページをお願いします。

地図公図は36ページ、37ページになります。

競売・公売の適格証明ですが、差し押さえ等で農地の競売・公売が行われるときは、競売で落札した後の農地法の申請内容を事前に適切かどうか審議し、適格証明を発行することになります。

後に、落札決定した場合は、再度、申請をしてもらい、通常の議案としての審議の手順になります。

3番、4番の申請ともに3条での申請予定です。申請地は●●番地、面積845㎡。

番号3番の申請人は、●●の●●さんです。畑として利用し野菜の栽

培を予定しています。●●さんの現在の経営面積は 4851 m²、所有する機械は耕運機、トラクター、田植機、コンバインです。

番号 4 番の申請人は、●●の●●さんです。畑として利用し野菜の栽培を予定しています。●●さんの現在の経営面積は 2102 m²、所有する機械はトラクター、耕運機です。2 名ともに営農計画書等の添付書類からは問題ないと思われま

す。写真は南西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします

【●●委員】 ●●です。20 日に現地調査いたしました。競売ということで誰でも参加できるものですので、参加する、しないはわかりませんが、問題は無いと思いますのでご審議をお願いします。

【議長】 次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 20 日に現地調査しました。特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 3 番及び 4 番を適格相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を適格相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 5 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

地図公図は 38 ページ、39 ページになります。

申請地は●●番地、合計面積 516 m²。住宅等が連坦する 3 種農地です。

先月の競売適格証明の案件と同じ場所になります。

番号 5 番の申請人は、●●の●●です。転用目的は、資材置場の計画です。申請人は建設業を営んでおり、甲斐市方面の受注が増えているため新たに甲斐市内に用地を求めたものです。

排水については自然浸透の計画です。

資金証明、土地利用計画書等の添付書類からは問題ないと思われ
ます。

写真は北西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします

【●●委員】 ●●です。ここも 20 日に現地調査いたしました。この物件は先月も
かかっている、このほかに 2 社いまして合計 3 社。入札日は 10 月 13 日
になっていきますのでどなたが落札するかはわかりませんが、特に問題
はないと思います。ご審議をお願いします。

【議長】 次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 20 日に現地調査しました。特に問題は無いと思いますので、ご審議を
お願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】 適格というのはどういう基準ですか。

【事務局】 今後申請をする内容が適格かどうかということです。

農地法上適格かどうかを判断して、実際にこの計画で許可可能かとい
うところを判断します。

【●●委員】 個人の資格基準はないのですか。

【事務局】 個人を審査するのは違います。

落札後の申請が許可できるものなのか事前に審査するものです。

【●●委員】 わかりました。

【●●委員】 今回落ちなければ、何回も同じ経緯で現地確認して審議をするような
ことになるのですか。

【事務局】 そのような形になります。

【議長】

その他質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号5番を適格相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を適格相当とすることに決定致します。

次の議案に移ります。

(議案第35号)

【議長】

議案第36号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に利用権設定56番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料10ページをお願いします。

番号56番、地図公図は40ページ、41ページになります。

●●番地、面積469㎡を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を2年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。

野菜の栽培を予定しています。小作料は無償です。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、番号56番を承認することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

有泉副会長より閉会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】

(副会長より閉会のことば)

午後3時55分閉会

|